

神山町農業委員会

議 事 録

平成29年5月26日開催

神山町農業委員会 議事録

平成29年5月26日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席委員は次のとおり（17人）

1番 佐々木 善兼	2番 田中 久博	3番 竹本 公三
4番 上杉 茂市	5番 相原 利章	6番 中西 隆子
7番 新居 榮二	8番 森 昌槻	9番 森本 孝夫
10番 阿部 銀一郎	11番 原田 正信	12番 河野 博行
13番 森 三千子	15番 岡本 幸子	16番 上田 一夫
17番 田中 一重	18番 粟飯原充志	

・欠席委員 14番 渡邊 弘幸

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 主査 阿部 公成 業務員 藤井 康弘

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思えます。本日は、14番渡邊委員さんより欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。18名中17名の方に参加いただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は後藤町長、大野副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、粟飯原会長に挨拶をお願いいたします。」

（粟飯原会長挨拶）

局長「ありがとうございました。ここからは神山町農業委員会会議規則第5条により、粟飯原会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いいたします。」

2. 開会宣言

会長「それではただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

(午後 1 時 3 3 分)

3. 議事日程報告

議長「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議案第 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 1 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 1 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 5 議案第 1 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
- 日程第 6 その他について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「神山町農業委員会会議規則第 1 8 条により議事録署名者を指名いたします。5 番 相原 利章 委員さん、6 番 中西 隆子 委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主査を指名いたします。」

5. 議案第 1 1 号について

議長「議案第 1 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局長に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の 3 ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「ありがとうございました。それでは、事務局より受付番号 2 番について説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●

●●●さんが畑を●筆購入する案件です。

5ページ・6ページに申請地の謄本を添付しております。謄本住所から変更になっているため譲渡人の●●さんの住民票を21ページに添付しております。その他の内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、7ページに位置図、8ページから11ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●●●で●●●●に隣接している筆と●●●●橋周辺の筆になります。12ページ・13ページは現況写真を添付しております。申請地は現在休耕地となっています。

14ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●名で、内●名が農作業を常時従事しています。経営面積は、●●●●にて田●●●●㎡畑●●●●㎡の合計●●●●㎡です。営農計画概要等についてですが、取得した農地ですだち・野菜を栽培し、自家消費分を除いた全量を販売します。以下の項目については記載のとおりでございます。

15ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、田●●●●㎡畑●●●●㎡で耕作しています。

16ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は米、野菜、すだちを記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、トラクター●台、耕耘機●台、トラック●台です。世帯で農作業に従事する者は本人と世帯員の●名です。農作業歴は●年です。住所地から申請地までの通作距離は約●●kmです。現在の農地の管理状況等からも取得後の農地は全部効率的に利用できるものと考えます。

次に16ページの下段に記載のある地域との調和要件についてですが、記載のとおりで、地域の農地等の農業上の利用に支障をきたすことはないと考えられます。

17ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●●日、妻●●●●日の合計●●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●●日を満たしておりますので問題ありません。

続いて、17ページ中段の下限面積要件についてですが、●●さんが現在耕作している自作地は●●●●㎡で、今回本件で取得する●●●●㎡を併せて●●●●㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。18ページに●●●●の耕作証明書が添付しています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。19ページ・20ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号2番の説明は以上です。」

議長「ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、担当委員の3番竹本

委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹本委員 「5月17日相原課長、阿部さんと私の3名で現地の確認致しました。場所は●●●のお寺さんすぐ東の畑が対象です。将来的には、すだちを植える予定と聞いております。それともう1箇所は国道沿いの土地です。すでに行ったらトマト、なすび、きゅうりとか植えていて、手入れとか行き届いております。●●さんは●●内で農業を営んでいますので何も問題はないと思います。よろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号3番について、事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんが畑を●筆購入する案件です。

22ページから25ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、26ページに位置図、27ページ・28ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●で譲受人の●●さん宅の周辺に位置しています。29ページ・30ページには現況写真を添付しております。申請地は現在、樹園地となっています。

31ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●名で、農作業を常時従事する予定です。経営面積は、現在農地の所有はありません。営農計画概要等についてですが、取得した農地では、すだち、梅等を栽培し、自家消費分を除いた全量を販売する予定です。以下の項目については記載のとおりでございます。

32ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在の経営農地はありません。これから農地を取得して農作業を本格的に始める予定です。33ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後はすだち、梅、フキ等を記載の面積のとおり栽培する予定です。世帯で農作業に従事する者は●名です。農作業歴は●●年です。住所地から申請地までの通作距離は●●●mで自宅周辺に位置しています。取得後の農地は全部効率的に利用できるものと考えます。

次に33ページの下段に記載のある地域との調和要件についてですが、記載のとおりで、地域の農地等の農業上の利用に支障をきたすことはないと考えられます。

34ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますの

で問題ありません。

続いて、34ページ中段の下限面積要件についてですが、●●さんが現在耕作している自作地はありません。今回本件で取得する●, ●●●㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。35ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号3番の説明は以上です。」

議長「ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、担当委員の3番竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹本委員「5月17日に課長さん、阿部さんと私の3名で現地の確認に行きました。●●さんも立ち会ってくれました。すでに●●年前くらいから●●●●さんがすだち、梅、キウイなどを作っていました。下限面積が10aになったので旦那さんのお兄さんから購入したいということです。何も問題はないと思います。よろしくお願いします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号4番について、事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんが田を●筆購入する案件です。

36ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、37ページに位置図、38ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●●で譲受人の●●さん宅の西側に位置しています。39ページには現況写真を添付しております。申請地は現在畑となっています。

40ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●名で、内●名が農作業を常時従事しています。経営面積は、田●●●㎡、畑●, ●●●㎡の合計●, ●●●㎡です。営農計画概要等についてですが、取得した農地で自家消費用としてすだちを栽培します。以下の項目については記載のとおりでございます。

41ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、●, ●●●㎡で梅・すだち等を栽培しています。

42ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後はすだちを記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、耕耘機●台、軽トラック●台、噴霧機●台です。世帯で農作業に従事する者は本人と世帯員の●名です。農作業歴は本●●世帯員●●年です。住所地から申請地まで

の通作距離は●●●mで自宅周辺に位置しています。現在の農地の管理状況等からも取得後の農地は全部効率的に利用できるものと考えます。

次に42ページの下段に記載のある地域との調和要件についてですが、記載のとおりで、地域の農地等の農業上の利用に支障をきたすことはないと考えられます。

43ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日、妻●●日の合計●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題ありません。

続いて、43ページ中段の下限面積要件についてですが、●●さんが現在耕作している自作地は●, ●●●㎡で、今回本件で取得する●●●㎡を併せて●, ●●●㎡で神山町の下限面積1, 000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。44ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号4番の説明は以上です。」

議長「ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、担当委員の3番竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹本委員 「同じく5月17日に課長さん、阿部さんと私の3人で現地の確認致しました。ちょうど●●さんに自宅の西側にある土地を購入したいということです。カボチャ等を植えていて手入れも行き届いていました。また、●●●の方の畑についても十分管理できていて何も問題はないと思います。よろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第11号受付番号2番・3番・4番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

田中委員 「ちょっとすみません。下限面積が引き下げられた初めてのケースやと思うんですけど、2号ですか、●●さんという方が、1反そこそこで、●●●からかよって、年齢も若い、農業を主にやられるのが●●●日従事する。なかなかきびしいんでないですかね。とゆうのは、うちの方でもそういったケースがあって、●●●の人がかっているのやけど、最初は言ってるんよ。作りますって。もう来ない。困っている。下限面積が下がったんでできたんですけど、生活がなりたつのか。若いのに。●●●日もかかって。」

竹本委員 「主たる職種は、不動産業になっている。」

田中委員 「不動産業になっとるんやな。ほんでやな。」

局長 「この間の、委員さんと調査したそれから数日後にお会いしたのです。そのときに水関係も、日照りも続いているので難しいだろうとは、思っていたのですが、20リットルのタンクに10杯くらい軽トラに積んで畑の方へいっていたので、農業するのが、熱心でなかろうかと思います。」

田中委員 「わかりました。」

議長 「議案第11号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号2番・3番・4番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長 「異議がないので、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号2番・3番・4番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第12号について

議長 「議案第12号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長 「それでは説明させていただきます。議案書の45ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長 「それでは、事務局より受付番号4番について説明をお願いいたします。」

局長 「それでは、説明をいたします。本件は貸人●●●●●さん、借人●●●●●さんで、農地の一部を太陽光発電施設に転用するものです。

議案書の46ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題はありません。

47ページには位置図、48ページに公図を添付しています。申請地は●●字●●●で、●●●さん宅南に位置しています。49ページに現況写真を添付しております。申請地は現在は田として管理されています。

50ページに事業計画書を添付しております。1の申請地の所在等については先

に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、日当たりがよく、太陽光発電に適しているためこの計画に至っています。3の転用計画の概要についてですが、日陰・騒音その他公害で被害を周辺及ぼさないようにする予定です。取水排水はなく、雨水は地下浸透するため、付近の土地に影響はありません。フェンス、標識の設置も行います。4・5については特にありません。

51ページはパネルの配置図と一部転用のためパネル設置範囲の図面です。●の部分が●●●●●さんの申請部分になります。52ページは測量図を添付しています。

53ページから55ページは再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定通知書です。56ページは太陽光発電の設置に伴う系統関係及び電力需給に関する契約確認書です。57ページは見積書で、58ページは信用金庫の融資見込証明書で、必要資金以上の自己資金を確保しており問題ありません。59ページは使用貸借契約書を添付しております。

受付番号4番の説明は以上です。

議長「ありがとうございました。現地調査の結果ならびに補足説明は、同一地番の申請である受付番号5番の後でまとめてお願いしたいと思います。事務局より受付番号5番について説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件は貸人●●●●●さん、借人●●●●●さんで、農地の一部を太陽光発電施設に転用するものです。受付番号4番の申請地番の残りの部分になります。受付番号4番の東側の●の部分●●●m²が●●●●●さんの申請部分になります。

議案書の60ページから73ページで書類を添付しております。受付番号4番とほぼ同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。受付番号4番と同様に問題ありません。

受付番号5番の説明は以上です。」

議長「ありがとうございました。ただいまの受付番号4番5番の説明に関連して、担当委員の3番竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹本委員 「5月17日に同じ日の4件目ということで、課長さん、阿部さんと私の3人で現地調査に行きました。●●●さんも立ち会ってもらいました。場所は、●●●の橋を渡った突き当たります。その東側に位置します。以前太陽光発電を申請していて、もう現在稼働中でありまして。その西側の畑を息子さんの息子さんの嫁さ

んに太陽光発電をさせたいということで、申請がありました。周囲になんら迷惑をかけることもないかと思えます。よろしくご審議のほどお願いします。」

議長 「ありがとうございました。ただいま議案第12号受付番号4番・5番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長 「質疑ありませんので、議案第12号農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号4番・5番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長 「異議がないので、議案第12号農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号4番・5番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

7. 議案第13号について

議長 「議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長 「議案書74ページをご覧ください。」

(議案朗読)

局長 「議案書の75ページから78ページをご覧ください。」

(内容について朗読)

「それでは新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号1番について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●日です。農機具の所有状況はトラクター●台、コンバイン●台、乾燥機●台、籾摺機●台です。

続きまして番号2番3番については、番号1番と借人が同じでございますので、省略させていただきます。

続きまして番号4番について説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。

農機具の所有状況は管理機●台、草刈機●台、チェーンソー●台です。
以上でございます。」

議長「ただいま議案第13号について説明をいただきました。議案第13号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

8. 議案第14号について

議長「議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についてを議題といたします。
それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書79ページをご覧ください。

(内容について朗読)

次に議案書の80ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「ただいま議案第14号について事務局に説明いただきました。議案第14号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

議長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後2時20分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

5 番委員

6 番委員